

米国仮出願の AIA 下における有効活用

2014年11月10日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

(旧称：特許業務法人原謙三国際特許事務所)

1. はじめに

米国仮出願とは、後に通常の特許出願をすることを前提とする仮の米国特許出願です（37 CFR 1.53(c)、MPEP § 201.04(b)参照）。

仮出願において、クレーム（35 U.S.C. 111(b)(2)参照）、IDSおよび宣誓書／宣言書は不要です。しかしながら、仮出願から12ヶ月以内に通常の特許出願（Nonprovisional Application）へ移行するか、通常の特許出願への変更要求をするか、あるいは、仮出願を優先権主張の基礎としてPCTに基づいて国際出願をファイルする必要があります（37 CFR 1.53(c)(3)参照）。さもなければ、仮出願は放棄したものとみなされます（35 U.S.C. 111(b)(5)参照）。

仮出願の出願料（オフィシャルフィー）は、\$250（Large entityの場合）と比較的低く設定されています（37 CFR 1.16(d)）。但し、仮出願としての権利を享受するためには、**35 U.S.C.112**に規定の記載要件と実施可能要件とを充足する必要があります。

また、仮出願後に通常の特許出願をした場合の特許権存続期間の起算点は、当該通常の特許出願の出願日となる（35 U.S.C. 154(a)(2)参照）のに対し、仮出願をした後に通常の特許出願へ変更要求をした場合の特許権存続期間の起算点は、仮出願の出願日となります（37 CFR 1.53(c)(3)参照）。このことは、特許権存続期間の最終年度が最も有益な医薬品分野等において特に有利な点と言えます。

仮出願に対して実体審査は行われません。また、仮出願は、後述するようにAIA下の有効出願日（優先日）を確保するためにも利用できます。

【全5頁】

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【 連絡先 】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)
外国専門部長代理 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)
E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.